

議案第15号

逗子市保育所条例の一部改正について

逗子市保育所条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市保育所条例の一部を改正する条例

逗子市保育所条例（昭和27年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「保育所に入所した児童の扶養義務者は、」の次に「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に基づき政令で定める額を上限として、市長が定める」を加え、同条に次の1項を加える。

2 延長保育を受ける児童の扶養義務者は、規則で定める額の延長保育に係る保育料を納めなければならない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（職員）

第3条 保育所に園長、保育士その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、改正の要あるため提案する。